

窓口	戸籍住民課（1階）		054-287-8611
⑥	婚姻、離婚、養子縁組等の届出をする場合	届出の種類や状況により、持ち物や届出書類の記載方法が異なりますので事前に戸籍住民課にお問合せください。 【持ち物】 ☐ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）	
	マイナンバーカードについて	マイナンバーカードの氏名変更には、カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号が必要となります(顔認証マイナンバーカードを除く)。 氏名変更後も署名用電子証明書(カード交付時6桁以上の暗証番号を設定された方)を引き続き使用する場合は、原則ご本人による手続きが必要となります。	
⑬	有効中のパスポートをお持ちで氏名や本籍地（都道府県）が変更になった場合	訂正新規申請または記載事項変更申請が必要です。 【持ち物】 ☐ 有効中のパスポート ☐ 戸籍全部事項証明【戸籍謄本】（6か月以内のもの） ☐ 写真1枚（規格についてはパスポート窓口にお問合せください。） 問合せ先【旅券窓口 054-287-8667】	

窓口	障害者支援課（1階）1/2	
⑮	身体障害者手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 身体障害者手帳 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	療育手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 療育手帳 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	重度心身障害者医療費助成金受給者証の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 受給者証 ☐ 氏名変更後の預金通帳 ☐ 健康保険資格のわかるもの（資格確認書またはマイナンバーカード） 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	障害福祉サービスを利用している人の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者またはその依頼を受けた方 【持ち物】 ☐ 障害福祉サービス受給者証 【その他】 ※住民票の世帯範囲の変更を伴う場合には、別に申請手続きになることがあります。 問合せ先【給付係 054-287-8690】
	心身障害者扶養共済制度に加入している人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 加入証書 ☐ 戸籍抄本 問合せ先【支援係 054-202-5818】
	特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当 を受給している人の氏名が変更になった場合	特別児童扶養手当の受給者の場合 ※内容によって持参していただくものが異なりますので、障害者支援課へお問合せください。 特別児童扶養手当以外の手当受給者の場合 【持ち物】 ☐ 新しい氏名名義の口座がわかるもの。 問合せ先【支援係 054-202-5818】

窓口	障害者支援課（1 階）2/2	
⑮	精神障害者保健福祉手帳を持っている人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐精神障害者保健福祉手帳 問合せ先【給付係 054-287-8690】
	自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療）を受給している人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐自立支援医療受給者証 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】

窓口	保険年金課（2 階）1/2	
⑳	世帯主または国民健康保険の加入者が氏名を変更した場合	「国民健康保険証」または「R 6 .12. 2 以降に交付された資格確認書」を持参してください。 戸籍住民課での変更手続後に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。 【持ち物】 ☐本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ☐「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方） ☐氏名変更した方の「国民健康保険証」または「資格確認書」 ※世帯主の氏名が変わる場合、世帯の加入者全員の「国民健康保険証」または「資格確認書」を持参してください。 ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） 問合せ先【保険第 1、第 2 係 054-287-8621】
㉑	後期高齢者医療制度の加入者（75 歳以上または一定の障害があると認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満の方）の氏名が変更になった場合	戸籍住民課での転居手続後、後期高齢者医療制度の案内を受けてください。 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、後日郵送します。 【持ち物】 ☐後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書） ☐限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） ☐特定疾病療養受療証（お持ちの方） 問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】
㉒	【年金加入者】 国民年金加入者が氏名を変更した場合	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則氏名変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ※厚生年金の加入者（第 2 号被保険者）と、その被扶養配偶者（第 3 号被保険者）は、勤務先に届け出てください。
	【年金加入者】 厚生年金加入中の配偶者に扶養されていた 60 歳未満の方が離婚した場合	厚生年金加入者の被扶養配偶者になっていた方は、離婚により国民年金第 3 号被保険者から国民年金第 1 号被保険者へ種別の変更が必要です。保険年金課国民年金係（22 番窓口）で手続きをしてください。 【持ち物】 ☐届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ☐基礎年金番号通知書または年金手帳、もしくはマイナンバーが分かるもの ☐被扶養配偶者としての認定を除外された年月日がわかる証明書（健康保険等脱退連絡票など） 問合せ先【国民年金係 054-287-8624】

窓口	保険年金課（2 階） 2/2	
②②	【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者の氏名が変更になった場合	戸籍住民課で届出が必要な方と、不要な方がいます。 基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問合せください。 【ねんきんダイヤル：0570-05-1165 （050 から始まる電話の方は、03-6700-1165）】 ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
	60 歳以上で、まだ年金を受給していない方の氏名が変更になった場合	

窓口	子育て支援課（2 階） 1/2	
②④	児童手当受給者及び児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者
		【持ち物】 ☐ 新しい氏名の受給者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類（運転免許証等） 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	婚姻や離婚により児童手当受給者の配偶者が監護・養育するようになった場合	【届出人】 子の監護養育者
		【持ち物】 ☐ 監護養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ☐ 監護養育者・配偶者の個人番号がわかる書類及び本人確認書類 ☐ 監護養育者の加入医療保険情報がわかるもの（コピー可） ☐ 委任状（代理人が届出をする場合、監護養育者が記載した委任状が必要です。） ※委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます 【その他】 ※市外で別居の児童もマイナンバーの記載が必要です。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	婚姻や離婚により児童手当及び児童扶養手当の受給者が監護・養育しなくなった場合、受給資格がなくなった場合	【届出人】 受給者
		【持ち物】 ☐ 受給者名義の新しい氏名の普通預金通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	児童扶養手当またはひとり親医療等医療費助成金受給者で、婚姻や縁組等により、受給者及び対象児童の氏名が変更になった場合	【届出人】 受給者
		【持ち物】 ☐ 受給者名義の新しい氏名の普通預金通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類 ☐ 受給者及び児童の加入医療保険情報がわかるもの（コピー可） ※持ち物は事情により異なりますので、給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	婚姻や縁組等により、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人または連帯保証人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人 ※持ち物はありません。 問合せ先【給付係 054-202-5815】

窓口	子育て支援課（2 階）2/2	
②④	① 子ども医療費受給者証の交付を受けている子ども・その保護者の氏名が変更になった場合 ② 婚姻・離婚により、子ども医療費助成制度における保護者が変更になった場合 ③ 子どもの加入している医療保険に変更があった場合	【届出人】保護者 【持ち物】 ☐ 子ども医療費受給者証 ☐ 子どもの加入医療保険情報がわかるもの（コピー可） ※変更届の手続きを行ってください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
	こども園等に通園（申込）している児童の親が婚姻や離婚した場合	【届出人】 保護者 ※記載事項変更届を提出していただきます。 問合せ先【入園係 054-287-8673】
	こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族の氏名が変更になった場合	【届出人】 保護者 ※記載事項変更届を提出していただきます。 問合せ先【入園係 054-287-8673】

窓口	高齡介護課（２階）		介護保険係 054-287-8679
②⑤	介護保険被保険者証を持っている人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人または家族	
		【持ち物】 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ （お持ちの方）介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証 ※各種証書をお持ちの方は氏名の訂正を受けてください。	

窓口	駿河税務センター（２階）		054-287-8669
②③	原動機付自転車（１２５ｃｃまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が氏名変更した場合	特に届出の必要はありません。 新しいお名前での標識交付証明書が必要な場合は再発行の手続きをしてください。	
		【持ち物】 ☐ 標識交付証明書（残っている場合） ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	
原動機付自転車（１２５ｃｃまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合わせについては下記にお願いします。 バイク（１２５ｃｃ超～）と普通自動車 【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（６６０ｃｃまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】			

窓口 お客様サービス課（3 階）		上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
使用者の氏名が変更になるとき 支払者の氏名が変更になるとき	電話にてご連絡ください。 連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3 を除く）午前 8 時 30 分～午後 7 時 ※ただし、3,4 月は、土・日・祝日の午前 8 時 30 分～午後 5 時も受け付けます。	
口座振替納付をご利用で、口座名義に変更があった場合	金融機関の窓口で口座名義を変更していただき、変更後、上記【上下水道お客様サービスセンター】にご連絡ください。	

静 岡 庁 舎

窓口	新館 3 階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）	054-221-1253
婚姻等により氏名に変更が生じた場合	戸籍住民課で届出後、異動届の提出（用紙は3階静岡市まちづくり公社にあります。）	
	【持ち物】 ☐ 世帯全員が記載されている住民票の写しで氏名の変更の確認ができるもの（続柄・本籍記載） ☐ 戸籍謄本	

窓口	新館 13 階 廃棄物対策課	浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取り世帯の世帯主が氏名を変更した場合	【届出人】本人または家族（電話でも可）	

窓口	新館 14 階 高齢者福祉課	高齢者支援係 054-221-1201
外国人高齢者福祉手当を受けている人(S7.4.1以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり)の氏名が変更になった場合	手続きが必要です。【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。	

窓口	新館 15 階 市民自治推進課	自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が氏名変更した場合	戦傷病者異動等届を提出	
	【持ち物】 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 氏名を変更したことが確認できる戸籍 ☐ 未使用の乗車券引換証（ある人のみ） ☐ 届出者の本人確認書類	

窓口	新館 15 階 戸籍管理課 霊園・斎場係	054-221-1297
婚姻、縁組等により、愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園利用者（名義人）の氏名が変更になった場合	転入届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。	
	【持ち物】 ☐ 市営墓地利用者氏名変更届出書 ☐ 市営墓地利用許可証 ☐ 氏名が変更になったことがわかる戸籍 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所 4 階 地域総務課での手続きとなります。	
婚姻、縁組等により、静岡市営納骨堂利用者（名義人）の氏名が変更になった場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。	
	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者氏名変更届出書 ☐ 納骨堂利用許可証 ☐ 氏名が変更になったことがわかる戸籍 ※後日、提出または郵送していただきます。	

庁 舎 外

窓口 動物愛護センター	
犬の飼い主として登録してある人の氏名が変更になった場合	【届出人】 本人または家族（電話でも可） ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。
〔連絡先〕 動物愛護センター	
動物愛護第1係	静岡市葵区産女953番地（葵区・駿河区） 054-278-6409
動物愛護第2係	静岡市清水区役所2階（清水区） 054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号（清水区蒲原） 054-385-7730

窓口	市立図書館各館				
図書館カードの交付を受けている人の氏名が変更 になった場合		【届出人】 本人または家族			
		【持ち物】 証明書（姓の変更は証明書不要）			
		※電子申請サービスからも申請が可能です。			
〔図書館連絡先〕					
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

窓口 保健所総務課 疾病対策係		054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が氏名を変更した場合	【届出人】 本人または家族（事前に担当にお問合せください。） 【持ち物】 □特定医療（指定難病）受給者証 ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。	
小児慢性特定疾病医療受給者が氏名を変更した場合	【届出人】 本人または家族（事前に担当にお問合せください。） 【持ち物】 □小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。	
自立支援医療（育成医療）受給者が氏名を変更した場合	【届出人】 本人または家族（事前に担当にお問合せください。） 【持ち物】 □自立支援医療受給者証（育成医療） ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。	
未熟児養育医療受給者が氏名を変更した場合	【届出人】 本人または家族（事前に担当にお問合せください。） 【持ち物】 □養育医療券 ※加入している健康保険の種類によって、別途書類が必要になる場合があります。	
被爆者健康手帳を持っている人が氏名を変更した場合	・【届出人】 本人または家族 【持ち物】 □被爆者手帳 □転入したことがわかる住民票の写し □被爆者が手当を受けている場合は手当証書 □本人の振込金融機関の口座番号のわかるものわかるもの	

窓口	感染症対策課 予防接種係	054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた方が氏名を変更した場合	予防接種シールの氏名欄を保護者の方が訂正してください。 旧氏名を二重線で消し、余白に新氏名をご記入ください。 ※戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、新氏名が印字された予防接種シールを発行することもできます。（ <u>母子健康手帳を持参してください。</u> ）	